

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年四月二十六日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カインズホーム津山店・ハピッシュ高野店
所在地 津山市高野本郷字源八一三六九番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目二一八
代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

(2) 名称 株式会社ハピーマート

住所 岡山市岡町一三番二六号
代表者の氏名 代表取締役 土屋 信明

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目二一八
代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

(2) 名称 株式会社ハピーマート

住所 岡山市岡町一三番二六号
代表者の氏名 代表取締役 土屋 信明

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年十二月二十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

九千九百九十五平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 七百三十八台

(2) 駐輪場の収容台数 七十六台

(3) 荷さばき施設の面積 八百七十二平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 八十三立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前八時

(ただし、株式会社ハピーマートは午前九時)

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

(ただし、株式会社ハピーマートは午後十二時)

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から翌午前〇時三十分まで

(ただし、第三、第四及び第五駐車場は午前九時から午後九時まで)

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 十三箇所

- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後八時まで
(ただし、第三荷さばき施設は午前五時から午後八時まで)

二 届出年月日

平成十七年四月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年四月二十六日から平成十七年八月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課